

別表

1 事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
<p>新型コロナウイルス感染症 外来対応医療 機関確保事業</p>	<p>外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等を整備する経費であって、次に掲げる経費</p> <p>初度設備に必要な需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	<p>令和5年3月10日以降に生じた経費であり、具体的な対象経費の例は下記(ア)～(オ)の通りで、1施設当たり 500,000円を上限とする。</p> <p>(ア)患者案内のための看板の設置料 (イ)ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 (ウ)換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 (エ)医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費 (オ)非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費</p>	<p>10/10</p>